

公益社団法人チャンス・フォー・チルドレン  
役員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、役員の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員には、その勤務形態に応じ、次の報酬等を支給する。

(1) 常勤の役員 報酬及び退職手当

(2) 非常勤の役員 報酬等を支給しない

2 常勤の役員に対する退職手当は、常勤の役員として円満に勤務し、かつ、任期の満了、辞任又は死亡により当該常勤の役員を退任したものに限り、支給する。

(報酬の額の算定方法)

第3条 常勤の役員に対する年間の報酬の額は、総額1400万円を上限とし、次の算式により算出する。

$[(229,000円 + 9,340円 \times (ア + イ)) + \text{別表1に定める役職手当}] \times 15$

ア 役員として在任した年数(当該年度に到来する満年数とする。)

イ (当該年度に到来する満年齢 - ア - 22)  $\times 0.5$

2 月額の報酬は、前項で算出した報酬額を12で除した額とし、1円未満の端数は切り捨てとする。

3 第1項の規定にかかわらず、業績により報酬を減額することがある。

(退職手当の算定方法)

第4条 常勤の役員に対する退職手当の額は、次の事由により退任する場合、別表第2に定める退職金支給額表の支給額に1.5を乗じた額の退職金を支給する。

(1) 会社の都合による解任

(2) 業務上の事由による傷病

(3) 死亡

2 前項各号以外の事由により勤続2年以上にて退任するときは、別表第2に定める退職金支給額表の通り退職金を支給する。

3 勤続年数の計算は、次の通りとする。

(1) 勤続年数は役員就任日より退任日までとし、暦日によって計算する。

(2) 勤続年数に1年未満の端数があるときは、未満は切り捨てるものとする。

(3) 休職期間は原則として勤続年数に算入しない。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

(1) 報酬 毎月10日(その日が日曜日、休日又は土曜日に当たるときは、その日前において、

その日に最も近い日曜日、休日又は土曜日でない日)

(2) 退職手当 任期の満了、辞任又は死亡により当該常勤の役員を退任した後6か月以内

2 報酬等は、通貨をもって本人(死亡によって退任した者の退職手当にあつては、その遺族。以下同じ。)に支払う。ただし、本人から申し出があつたときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬の額の日割計算)

第6条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。

3 月の中途において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤の役員が死亡により退任した場合には、その月までの報酬を支給する。

(委任)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

(附則)

第8条 この規程は総会の議決により成立し、発効する。

2 この規程の改廃は総会の議決に基づく。

別表第1（役職手当）単位：円

	代表理事	業務執行理事	常勤の理事
役職手当	報酬の月額×10%	報酬の月額×8%	報酬の月額×7%

※上記の方法に基づいて算出された金額の端数は切り捨てとする

別表第2（退職金支給額表）単位：円

勤続年数	退職金	勤続年数	退職金	勤続年数	退職金
2	304,000	18	4,614,000	34	8,922,000
3	574,000	19	4,883,000	35	9,192,000
4	843,000	20	5,152,000	36	9,461,000
5	1,112,000	21	5,421,000	37	9,730,000
6	1,382,000	22	5,690,000	38	10,000,000
7	1,651,000	23	5,960,000	39	10,268,000
8	1,920,000	24	6,229,000	40	10,538,000
9	2,190,000	25	6,498,000	41	10,807,000
10	2,459,000	26	6,768,000	42	11,076,000
11	2,728,000	27	7,037,000	43	11,346,000
12	2,998,000	28	7,306,000	44	11,615,000
13	3,267,000	29	7,576,000	45	11,884,000
14	3,536,000	30	7,845,000	46	12,154,000
15	3,806,000	31	8,114,000	47	12,423,000
16	4,075,000	32	8,384,000	48	12,692,000
17	4,344,000	33	8,653,000		